

第14回 人権研究交流集会

人間らしく働き、 人間らしく生きるために

— 人権を守る新しいかたちを求めて —

一般参加費
500円

開催日 2010 9/25^土
9/26^日

会場
札幌コンベンションセンター
札幌市白石区東札幌6条1丁目 1-1



アクセス 地下鉄東西線東札幌駅から徒歩約8分
JR札幌駅よりタクシーで15分

SEINENHORITSUKA
青年法律家

発行 青年法律家協会弁護士学者合同部会
Japan Young Lawyers Association
Attorneys and Academics Section

号外
2010・11・30

〒160-0004 東京都新宿区四谷2-2-5 小谷田ビル5階
☎ 03 (5366) 1131 (代) FAX 03 (5366) 1141
青法協H.P <http://www.seihokyo.jp>

◆ 9/25(土) 18:00~20:00 **懇親会**



220名以上が参加した懇親会。
ジンギスカンを食べた後は、抽選会。
豪華な景品を前に、会場が沸きました。
【懇親会が行われたサッポロビール園】

◆ 9/26(日) 10:00~13:00 **分科会 (2日目)**



【外国人研修生問題分科会(右)と
裁判必勝法分科会(下)の様子】



◆ 9/26(日) 13:30~16:30

オプションツアー

「恵庭・長沼事件の現場を訪ねて」

バス2台を貸し切り、65名が参加。
学生・法科大学院修了生の参加が目立った。



【ガイドの話を聞く参加者】



【にぎわう書籍売り場】

◆ 9/25(土) 14:00~17:00 全体会(1日目)



【全体会の司会を務める北海道支部の芝池俊輝会員(左)と林千賀子会員(右)】

写真で見る

第14回 人権研究交流集会

第14回 人権研究交流集会

人間らしく働き、 人間らしく生きるために

—人権を守る新しいかたちを求めて—



【会場の入口には看板を設置】

◆ 会場スタッフの様子



【受付。地元北海道支部の弁護士が参加者を迎えた】

←【25名もの学生ボランティアが活躍】

も
く
じ

人権研究交流集会を無事成功させる
ことができました。

本当にありがとうございました。

第一四回人権研究交流集会実行委員会

実行委員長 太田 賢二…………… 6

全
体
会

企業の社会的責任(CSR)を問い直す

～人権の視点から～

全体会の成果と課題 北海道 平澤 卓人…………… 8

分
科
会

裁判必勝法分科会 あいち 鈴木 哲郎…………… 14

平和分科会 東京 林 治…………… 16

刑事司法分科会 東京 町田 伸一…………… 18

外国人研修生問題分科会 あいち 伊藤朝日太郎…………… 19

アスベスト分科会	大阪	岡 千尋	21
憲法二五条分科会	東京	太田 伸二	23
生物多様性分科会	北海道	今橋 直	25
企業分社化分科会	熊本	村山 雅則	27
情報公開分科会	北海道	島田 度	29
性教育裁判分科会	東京	田部知江子	31

オプショナルツアー

「恵庭・長沼事件の現場を訪ねて」

自衛隊の違憲性を問うた裁判に触れる

東京	平松真二郎	33
----	-------	----

恵庭・長沼裁判の舞台を訪ねて

法科大学院修了生	35
----------	----

本部事務局長として参加して

第一四回人権研究会交流集会実行委員会

本部事務局長	笹山 尚人	37
--------	-------	----

第一四回人権研究会交流集会を終えて

第一四回人権研究会交流集会実行委員会

現地事務局長	加藤 丈晴	40
--------	-------	----

人権研究交流集會を無事成功させる ことができました。

本当にありがとうございました。

第一四回人権研究交流集會実行委員会

実行委員長 太田 賢一

二 集會テーマに込めた思い

札幌での集會をどのような内容にしていけるべきか。私は、北海道支部の初代支部長であった故吉原正八郎弁護士、そして次の故鈴木悦郎弁護士のことを思い浮かべた。故吉原弁護士は、常日頃「志あるものを青年という」と話していた。

私たち青法協にとってその志とは、間違いなく「平和と基本的人権」である。現在の私たち弁護士を取り巻く社会環境はきわめて厳しい。しかし、こんな時代だからこそ、弁護士がどうあるべきか、どのような視点で弁護士の役割を果たしていくべきか、が問われている今回の集會は、このような時代であることを意識しつつ、これまでの歴史にならない、さらにそれを発展させることができればと思った。

そんな思いの中で議論が進んだ。その結果、全体テーマを「人間らしく働き、人間らしく生きるために」と確定した。さらに全国各地から、集會にふさわしい一〇の分科会が集まった。

三 今回の集會の特徴

今回の開催で、特筆すべきと思われる点を二つだけ報告する。

一 本部からの人権集會開催の要請

本部から、「今度の人権研究交流集會を札幌で開催してほしい」と要請を受けたのは、二〇〇八年の秋のことである。誰がそのようなことを言い出したのか、地元としては知るよしもない。「えっ」という驚きと「とうとう来たか」という思い。何度か確認の問い合わせがあるものの、地元支部では数カ月結論を持ち越した。すると年明け一月の支部例会に、笹山氏が札幌へ来るといふ。本部は本気だ。

北海道支部では、五五期以降、毎年複数の青法協会員が加入し、一時期より活動が活発になって

きていた。

しかしその一方で、憲法フェスティバルにしても例会等にしても、マンネリ化したことも見過ごせない。集會開催は、そのマンネリを打破する起爆剤ともなりうる。それで、「今断つても、どうせそのうちまた来るんだから、やれるときにやっちゃったら」と半ば強引に後押しをして、集會を引き受けることとした。

地元では、加藤事務局長を選出。実行委員長は、行きがかり上、私が引き受けた。当時の支部事務局会議事録には、「実行委員はなるべくみんなで分担する」と記載されている。特に高揚するわけでもなく、淡々と、しかししきりで、集會の準備に取りかかった。



盛り上が
った。若
干騒がし
かったが、
ビール園
独特の雰
囲気を味
わっていた

一つ目は、二〇〇名を超える参加をいただいた懇親会である。当初は、「みんな自分たちの都合で二次会に繰り出すだろうから」と考え、集會会場での立食パーティを考えていた。しかし、せっかく全国から集まっていたのに、それでは少し寂しい。それに今回の集會会場であるコンベンションセンターは、やや都心から離れている。そのためホテルはもちろん、すすきの歓楽街からも遠い。そこで、会場そのものが北海道らしく、比較的廉価で、なおかつ送迎バスをチャーターできる各ビル園に目を付けた。地元としては、「ジーンギスカンなんてなあ」という不安もあったのだが、メニユーにデザートやカニを入れるよう交渉したり、抽選会をやるなどと工夫を凝らした。それでも、当初はせいぜい一〇〇名程度だと予想していたので、日に日に増える参加予定者に、会場に入り切らなくなったらどうしよう、といううれしい悲鳴があがった。そして当日は、抽選会も含め大いに

ただけたと思う。本来挨拶をいただくべき方々には失礼も多々あったと思うが、何とかご容赦願いたい。

もう一つは、二〇〇名を超える北大ロースクール生および在学生によるボランティア参加があったことである。恥ずかしながら北海道支部では、これまでロースクール生らとの交流はほとんどなかった。しかし集會を目前にして、背に腹は代えられない。私を含め何人かの会員が教鞭を執っていることを踏まえて、北大内の講義室を利用して、「若手弁護士との懇談会」を開催することにした。これが契機となって、多くのロースクール生らと交流ができるようになった。彼らもまた実務との繋がりを求めている。彼らにとって、今回の集會への参加が、弁護士になりたいという大きなモチベーションになったという声をたくさん聞いた。今後この財産を大切に育てていきたい。

四 集會成功の要因

東京以北で初めて開催した人権研究交流集會だったが、内容的にも集客についても、十分その役割を果たすことができたと確信している。その最大の要因は、手前味噌になるが、加藤事務局長をはじめとする地元北海道支部会員の奮闘にあった。全体会分科会にとどまらず、懇親会、オブシヨナ

ルツアー、その他会場設営諸々。そして何よりも重要なチケット販売と集客対策。

全体会担当者は、私を含めCSRをなかなか理解できない実行委員を前に、その内容を何度も説明し、また何人ものパネラー候補者と面談して、私たちのこれからの活動に大きな示唆を与えてくれる集會を作り上げた。分科会担当者は、全国の担当者との連絡を取りながら、なおかつそれぞれの集客にも力を注いだ。中堅より上の会員には、チケット購入に大きく貢献いただいた。それ以外の場面でも、各人は頼まれたことはもちろん、それ以外でもみずからやるべき作業を見つけながら支部全体で準備を続けることができた。そして集會当日は、現地の五五期以降の会員ほぼ全員が裏方の作業に携わった。そして中堅より上の会員も多数集會に参加いただいた。会場で、支部会員のたくさん顔をみつけると、ホッとするとともに集會の成功を感じることができた。

もちろん集會を本当に支えていただいたのは、全国からご参加いただいたみなさん、カンパなどでご支援いただいたみなさん、そして集會の企画・裏方に動いていただいた本部および各分科会スタッフのみなさんである。あらためて実行委員長として、深く感謝したい。そして、次の人権研究交流集會に大いに期待している。

企業の社会的責任(CSR)を問い直す ～人権の視点から～

全体会の成果と課題

北海道 平澤 卓人

一 はじめに

人権研究交流集会の全体会は、二〇一〇年九月二五日午後二時から午後五時までコンベンションセンター中ホールにて行われた。

テーマは「企業の社会的責任(CSR)を問い直す～人権の視点から～」であった。北海道支部が、この「企業の社会的責任」を全体会のテーマにしたのは、芝池俊輝会員から、現在CSRが、国連やヨーロッパにおいて、重要な社会的な目標となっている、他方で日本では企業がそれぞれCSR報告書を提出しているものの、社会一般の関心は高くなく、青年法律家協会においても重要視されているとは言いがたい状況であることについて問題提起がなされたことが契機となっている。そして、北海道支部で調査を行ったところ、ニューズウィーク誌のCSRランキングにおいては、日本の企業数社がランキングの上位に入っているが、そこには非

正規労働者を多く雇用し、派遣切りが問題となっている会社も含まれていた。そして、派遣切りを行っている企業のホームページにおいても、CSR報告書が掲載され、崇高な企業理念が謳われている。このような状況に違和感を持った北海道支部の会員が、CSRをあらためて勉強し直す必要が



あると感じ、真の「企業の社会的責任」は何かを問
い直す必要があると感じたのが、このテーマを選
んだ理由であった。

二
第一部
大島和夫氏の基調講演
「企業の社会的責任について」

まず、京都府立大学公共政策学部教授の大島和
夫氏が、「企業の社会的責任」と題する基調講演を
行った。

冒頭に、大島氏は、CSRが、単なる法令遵守
(コンプライアンス)から法律上の義務以上のこと



大島和夫氏(京都府立大学教授)

を行う企業倫理や社会貢献など、多様な意味にお
いて用いられていること、企業にとってもCSRが
重要な企業戦略として位置付けられていることを
説明した。

そのうえで、大島氏は欧米におけるCSRの近
時の動向について解説をした。その中では、ヨー
ロッパのCSRは一九六〇年代以降の労働運動の
成果であることが強調された。その後、多国籍企
業の活動が拡大していく中で、発展途上国におけ
る低賃金労働のような多国籍企業の問題について、
国際的な規制を行う必要性が生じた。このような
状況において、一九九九年に国連のアナン事務総
長が提唱した「グローバル・コンパクト」は、国連
事務総長と各国の企業が行う約束であるが、その
九項目のうち「人権」が二項目、「労働基準」が四
項目に及んでいる。さらに、二〇〇〇年三月に開
かれたリスボン・サミットでは「EUが二〇一〇年
までに世界で最も競争力があり、包括的な経済に
なるという目標を達成する。その支柱にCSRを
捉えるのが合理的である」との点が合意され、C
SRがヨーロッパの最も重要な政策原理にまでなっ
ていることが説明された。

さらに、大島氏は、ヨーロッパのCSRが、「上
からの押し付け」ではなく、労働運動による「社
会的な対話」によって基礎づけられていることを
指摘した。そして、CSRの中で「フレキシキュリ

ティ」という労働市場・労働時間の柔軟化と労働
者の雇用保障を両立させようとする概念が重要
視されていること、国際労連と協力して多国籍
企業との間で労働協約である「国際枠組み協定」
(International Framework Agreement)が締結さ
れ、法令遵守以上の内容をその内容とするとも
に、労働条件についての国際的なモニタリングを行
っていることが説明された。

他方で、アメリカにおいては、「社会的責任投
資(SRI)」という概念がCSRの中心となってい
ることを説明した。「社会的責任投資(SRI)」と
は、兵器や環境破壊といったマイナス面を持つ事
業への投資を控え、途上国のワクチンの購入とい
った望ましい分野への投資を促進するというもの
である。

そして、大島氏は、日本の状況として、企業側
がCSRを積極的に提唱し、二〇〇四年には経団
連が「企業行動憲章」を策定している一方、粉飾決
算や産地偽装の事件が相次ぐなど、企業の社会的
責任の最低限の内容であるはずの法令遵守の点か
らずで問題があるとの指摘を行った。

このような各国のCSRについての状況を説明
したうえで、大島教授は、現状の日本におけるC
SRの分析と今後のあり方について積極的な提言
を行った。

まず、日本では、現在、雇用の削減や労働者事

業の規制緩和、非正規雇用が大きな社会問題となつている。このような状況下においては、労働基準の遵守をすることが重要視されるべきで、そこでは「企業の自主努力」「社会的責任」に任せるのではなく社会的な強制が必要であることが強調された。

そして、企業は、税制上の優遇や危機に陥った際の救済措置を政府から受けていることに加え、社会における労働力や資源といったものがあつてはじめてその活動を成り立たせている、このことが「企業の社会的責任」の原理的根拠になると論じた。さらに、このことを前提にして、「企業の社会的責任」は、単なる企業の宣伝活動としてのCSRではなく、上記のような根拠に基づく義務であることを明確にした。

そのうえで、日本において求めるべき「企業の社会的責任」の具体的内容について、第一に労働者保護という点が強調され、とりわけ産業構造の变化の中で雇用の安定をいかに図っていくかが重要な点とされた。そして、労働者が企業において人的能力を形成するためには、目先の利益分配ではなく、労働者が「努力すればむくわれる」という意識を持てる企業にしていこうこと、この意識を非正規労働者が持つために同一労働同一賃金の原則が必要であることも指摘した。さらには、「お客さんに嘘をつかない」という顧客に対する責任(食

品偽装やリコール隠し問題について)、関連企業に対する適切な関係(下請企業との共存)、地域経済への関与や環境を保全する義務といった社会全体に対する還元も必要であると説いた。

以上のように、大島氏の講演は、CSRについての現状を解説したうえで、労働条件については国家による規制が必要であること、企業の宣伝ではなく義務としての「企業の社会的責任」論が必要であること、その「企業の社会的責任」において「人権」や「労働」が無視し得ない重要性を持つことを明らかにした。

三

第二部
パネルディスカッション
「企業の社会的責任と
法律家・市民の役割」

このような基調講演を前提として、休憩をはさみ、パネルディスカッションが行われた。パネリストには、牛久保秀樹氏(弁護士)、寺中誠氏(社団法人アムネスティ・インターナショナル日本事務局長)、中嶋滋氏(ILLO理事)というCSRについての日本における第一人者が集結した。司会は、青年法律家協会弁学会合同部会北海道支部の芝池俊輝弁護士と林千賀子弁護士が務め、神保大地弁



護士が特別報告を行った。まず、各パネリストがそれぞれ自己紹介を行うとともに、それぞれのCSR論との関わりについて簡単な説明を行った。

そして、神保大地弁護士からニューズウィーク誌のCSRランキングにおいて、数社の日本企業が上位にランク付けされているが、そこに挙げられている企業は、非正規労働者の利用等の労働間

題を抱えているものが含まれているとの指摘がなされた(このランキングに驚いたと記載したアンケートもあった)。さらに、神保大地弁護士から、日弁連が作成したCSR報告書ガイドラインを使用し、各企業の公表しているCSR報告書を分析した結果、環境の分野については多くの企業の報告書で言及がある一方、労働分野については記載が不足しているものがほとんどであったことも報告された。

このような問題意識を背景に、各パネリストから発言がなされた。

(1) 中嶋滋氏(ILO理事)からの発言

まず、中嶋氏から、ILOの立場から見た日本の労働問題の現状について発言があった。現在、ILOにおいては、グローバル化の負の側面の克服のため、「ディーセント・ワーク」(適切な水準の社会保障、賃金・労働条件が確保された社会的意義のある生産的労働)が、重要な概念とされ、このことは二〇〇一年の「公正なグローバル化のための社会正義に関するILO宣言」にも明記されている。そして、ILOは、「ディーセント・ワーク」等の実現のため、さまざまな労働基準、とりわけ「結社の自由・団結権・団体交渉権」「強制労働の禁止」「児童労働の廃絶」「平等と反差別」の四分野

ディーセント・ワークの意義

- 適切な水準の社会保障、賃金・労働条件が確保された社会的意義のある生産的労働。
- 平易に一言でいえば「働きがいのある人間らしい仕事」。
- 1999年、ソマビア事務局長が提起。
- 時代的背景:グローバル化の負の側面克服が国際社会の課題。
- ILO新宣言(98年)、国連グローバル・コンパクト提唱(00年)、OECD多国籍企業ガイドライン大改正(00年)、国連ミレニアム開発目標設定(00年)などと軌を一にする取り組み。

について、各条約により加盟国に遵守義務を負わせ、もって加盟国における労働状況の改善を目指してきた。ところが、日本は、ILO条約の多くを批准せず、この点において大きく遅れていることが指摘された。この点については、牛久保氏も、日本政府が、ILO条約の批准をしないのみならず、実際にILOが日本に対して多くの勧告を行っていないが(JR採用差別や教員の地位について)、日本政府は多くの勧告を誠実に履行していないことを指摘している。このように、ILOを中心と

グローバル枠組み協定(GFA)

- 1988年8月、IUFとフランス系の多国籍食品会社BSN(94年にダノンと改称)が締結。
- 2010年9月現在、83社が締結。
- 業種別:製造業14、建設業8、商業小売り6、通信4、化学・水・ガス・電力4、出版・メディア4。
- GUF別:UNI-27,IMF-18,ICEM-13,BWI-13,IUF-5,ITGLWF-1,PSI-1,IFJ-1,EI-0,ITF-0(国際海事使用者委員会と包括的労働協約あり)。
- 地域別:多くはEU加盟国とくに独、仏、北欧。EU以外は10協約のみ。

した国際的な労働条件の改善の取組みに対し、日本が適切な措置を果たしておらず、その意味において日本が他国に大きな後れを取っていることが明らかになった。このような点から、日本においてはCSRが声高に叫ばれているもの、それは「労働なきCSR」と特徴づけられるとの指摘もなされた。

さらに中嶋氏からは、日本国内の労働問題でILO条約に違反すると考えられるものについては、ILOに対し申立てを行うことができ、派遣労働

者の問題と女性の賃金差別の問題について申立てがなされていることが報告された。

(2) 牛久保秀樹氏(弁護士)からの報告

ILOに対する申立てに関連して、牛久保氏から野村證券女性差別事件の報告がなされた。この事件においては、日本における裁判と並行して、ILO一〇〇号条約(同一価値労働についての男女労働者に対する同一報酬に関する条約)違反を根拠としたILOに対する申立てを行ったところ、ILOは日本政府に対し、経験用コース制度が女性に対する差別待遇とならないような基準を採用する等の改善を命じる勧告を行った。そして、ヨーロッパの投資格付会社であるGESが、ILOの調査や日本における判決を吟味し、社会的責任基準から野村證券を投資不適格会社とした。これにより野村證券は対応を余儀なくされ、東京高裁における和解が成立したことが説明された。

これに関連して原告の一人である棚尾節子氏からは特別報告をいただいた。棚尾氏は、さまざまな困難と立ち向かいながら裁判等を行ってきた。その後野村證券では倫理基準が変更され、女性従業員員の地位が改善し大きな成果を上げることができたが、現在は非正規労働者の利用によって新たな差別が発生していると指摘した。棚尾氏の発言

に対し、会場から大きな拍手がなされた。参加した学生のアンケートには、「何度も涙がこみあげそうになりました」との記載もあった。

牛久保氏の報告により、日本における権利実現のために、日本国内における裁判以外にも、ILOに対する申立てや投資格付会社の評価といった一種のCSR的な手法が意味を持ちうるということが明らかになった。

さらに、CSR実現のための国際的なツールとして、中嶋氏からGFA(グローバル枠組み協定)の紹介がなされた。これは国際産業別労働組合と多国籍企業が締結する労働協約であり、企業が国際労働組合組織を社会パートナーと認め、協議しながらCSRの具体的な実現を可能とするものである。日本においては高島屋が締結し、その内容には「職場における人の尊厳」や「地域社会における人の尊厳・基本的人権」の内容が盛り込まれている。このGFAは、海外店舗にも適用があり、さらにサプライ・チェーンの問題にも対処しうる点で画期的なものであるとの評価がされた。

(3) 寺中誠氏(社団法人アムネスティ・インターナショナル日本事務局長)の報告

労働分野だけにとどまらず、外国における人権問題に対する対処も重要な社会的責任であること

を、実例をもって示したのが寺中氏の報告であった。

そもそも、CSR論が登場した背景には、多国籍企業の発展途上国における人権侵害という問題があった。これに対する取組みとして興味深いのが、アメリカにおける外国人不法行為請求権法(ATCA)である。これは、多国籍企業の外国における人権侵害等についてアメリカの連邦裁判所が管轄権を持つというものである。

例えば、ユニカル社はビルマにおける強制労働への加担について提訴されている。その後、ユニカル社は強制労働を改善するための基金を創設した。また、日本のブリジストンの子会社であるフアイアストーン社も児童労働が問題となり、ブリジストンも親会社として提訴された。現在は、南アフリカ共和国のアパルトヘイトに関連した米国内外の五〇社がATCAにより訴訟提起されている。

発展途上国における人権侵害への関与はアメリカにおいて訴訟提起され、そのことは日本の企業も例外ではない状況となっているのである。

さらに、寺中氏が指摘したのがサプライ・チェーン(原材料の調達先との関係等)の問題であった。例えば、コンゴ民主共和国においては、携帯電話の部品として使用されるタンタル鉱石をめぐって武力紛争が起きるとともに、児童労働による

採掘がなされている可能性もある。アメリカにおいては、金融投資法の改正により、関連する企業に対する「コンゴ民主共和国内で採掘された紛争鉱物に関する情報」の開示を義務付け、そのことよってコンゴ民主共和国の鉱石採掘に対する投資を抑止しようとしているが、日本においてはほとんど問題とされていない。

このように、寺中氏の報告は、日本企業を含めた企業のサプライ・チェーンにおける人権侵害の問題に目を向けるべきことを指摘し、それが場合によってはアメリカにおける訴訟にまで発展することを示したものであった。そして、人権こそがCSRの中核に据えられるべきことを説いた。

以上のような議論により、次のことが明らかになった。

まず、CSRないし「企業の社会的責任」論は、万能のツールではなく、労働分野においてはむしろ危険性をともなう概念である。大島氏が明確に指摘したとおり、労働分野においては、国家による強制力を伴う規制が不可欠である。寺中氏も、CSR論には懐疑的であり、人権保護の中の一段という程度の位置付けであった。

次に、日本のCSRが「労働なきCSR」となっていることも中嶋氏の指摘により明らかになった。社会的責任は、企業の宣伝の道具ではなく、企業の義務として不断に追及されるべきものである。

今後は、人権侵害の防止や労働者の保護を中核に据え、企業の活動を積極的に監視していかなければならない。直接の人権侵害のみならず、サプライ・チェーンにより間接的に行われる人権侵害にも目を向ける必要がある。

最後に、牛久保氏から労働問題について国際的な状況に目を向けることの重要性も指摘された。ILOから見ると、日本は国際的な労働条件の改善の取り組みに協力しない「後進国」「ガラパゴス状態」(アンケートにあった学生の表現)である。それでも、ILO申立てや投資格付会社による評価、GFAなど多くの国際的な手段を利用できる可能性はある。

国内の訴訟のみならず、国際的な視点から日本の労働を見直し、「人間らしく働き、人間らしく生きる」ことの実現をめざしていくことが私たちの責務であることが確認された全体会であった。

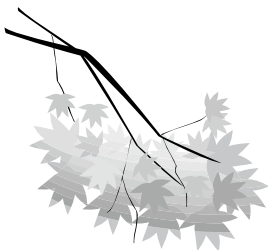
四 おわりに

なお、アンケートの結果によると、携帯電話という身近な商品においてもタンタル鉱石のような

人権問題が潜んでいることや、日本がILO条約の多くを批准せずさまざまな勧告を受けていることについて初めて聞き、驚いたという反応が多かった。

CSRについては、この言葉を初めて聞くという人も多く、そのような概念とその問題点を一定程度伝えることはできなかったのではないかと思う。また、野村證券事件の報告に感動したという感想も多く寄せられた。CSR遵守度に応じて法人税率を上下させるという具体的な提案を記載したのもあった。

他方で、用語が難解であることや、情報量が多く論点が散漫であることについての指摘も受けた。また、中小企業において違った視点が必要ではないかとの指摘もあった。今後の課題としたい。



裁判必勝法分科会

裁判必勝法PARTⅡ
難事件に勝利した秘訣は何か?!

あいち 鈴木 哲郎

(写真)。

一 はじめに

「三年前のあの感動が甦る!」

このような触れ込みで行われた当分科会は、前回(二〇〇七年)の名古屋集会で大成功を収めた企画の第二弾である。パネリストには、画期的な違憲判断がなされたイラク派兵差止訴訟弁護団の中谷雄二弁護士、堀越事件の弁護士として無罪判決を勝ち取った小口克巳弁護士、統一協会を相手に二四年に及ぶ「青春を返せ裁判」をたたかった郷路征記弁護士、三八年間一貫して現場裁判官の職を全うされた丹羽日出夫元裁判官の四名を招いた

困難な事件に勝利する秘訣は何か。裁判官の心を動かすものは何か。「職人」とも呼ぶべきパネリストの方々の言葉を通じて、そうした弁護士垂涎ともいべきテーマに迫ろうというのが本企画の趣旨である。前評判も高く、会場は大勢の参加者で埋め尽くされた。

以下では、会場でなされた代表的な質問とそれに対するパネリストの回答を中心に報告をしたい。

二 事件における困難・苦勞

まずは、パネリストの弁護士がたたかってこ

れた事件の紹介とともに、事件における困難・苦勞について語っていただいた。

「平和のための訴訟というのは、得てして政治的なパフォーマンスとして受け止められてしまう。まずは裁判所に『まともな事件』として向き合ってもらうことが大変(中谷弁護士)、「猿払事件判決という高い壁の前に、今回の事実をどれだけ裁判所に見てもらおうかということに苦勞した(小口弁護士)、「教会の布教過程を明らかにしたいのに、信者たちは影響力を行使されていることに気づいていない。事実を知るためにはまず社会心理学の知識が必要だった(郷路弁護士)等々、事件ごとに抱える困難は実にさまざまであった。「事実を明らかにする作業は、彫刻のように実像を削りだしていくようなものだった」という郷路弁護士の言葉が印象的だった。

三 勝訴の要因

では、そうした困難を乗り越えて勝訴判決を得た要因はどこにあったのであろうか。

パネリストからは、「一言で言う」と、裁判官にみ



ずからの歴史的役割を認識させたということ。そのため、原告一人ひとりの訴訟に懸ける思いを、それぞれの人生体験に照らして裁判所に語ってもらった（中谷弁護士）、「私たちも裁判官の歴史的役割を強調したが、堀越事件の裁判官はそれに応えてくれた。対照的な有罪判決となった世田谷事件とは、裁判官のバックグラウンドが違っていたことも影響していたと思う」（小口弁護士）、「原告の本人尋問では、言葉の外で表現される感情や情念

を裁判官に伝えることを重視した。人が動かされるのは、論理や事実だけでなく、そこから浮かび上がってくる思いが伝わったとき（郷路弁護士）といった発言がなされた。事件は違っても、「事実」と「思い」の二つが重なることで勝訴判決につながったという点で通じるものが感じられた。

四 法廷外の活動の重要性

続いて、裁判における法廷外の活動の重要性に話がおよんだ。

「法廷の中で圧倒しても裁判では勝てないことがある。そういうときには世論を変えていく努力をする必要がある」（小口弁護士）、「イラクで行われていることの実態を世論に伝えていくため、全国各地で集会を行った。訴訟後も報告集会を繰り返し、検証を続けている」（中谷弁護士）といった発言がなされた。

五 裁判官の心に訴えるもの・関心の所在

裁判官も人間である。裁判官の心に訴えるもの、関心の所在というのは一体何であろうか。

「裁判官が最高裁の判例を常に意識しているの

で、それを前提に主張しなければならない」（小口弁護士）、「まずは何よりも事実。そして事実を通じて訴えかけてくる当事者の思い。私は裁判官には心の温かい人が多いと思っている」（郷路弁護士）。そして、丹羽元裁判官からは、「裁判官は論理で勝負する仕事。論理の積み重ねで真実が発見されたら嬉しいと思う」、また「裁判官は基本的には保守的。それを打ち破る際には、少数意見について書いた本が非常に参考になる」との発言がなされた。

六 後輩へのメッセージ

最後に、パネリストから会場にいる後輩へメッセージが贈られた。

「どの訴訟も最初は困難なもの。共感できる部分があるのであればまずはやってみてほしい」（中谷弁護士）、「事実をベースとして、そこから物事を見ていく姿勢が必要。困難な事件を乗り越えれば、何物にも代え難い報酬がある」（小口弁護士）、「志を高く、やるべきこととやりたいことが一致することは一番の幸せ。そして、相手に敬意を払いつつ、自分の価値観を精一杯伝えてほしい」（郷路弁護士）、「仕事は楽しまなければならない。自分で考える面白さが知的な仕事の醍醐味である」（丹羽元裁判官）といった言葉をいただき、分科会は大盛況のうちに幕を閉じた。



平和分科会

米軍基地はなくせるか?

東京 林 治

一 はじめに

二〇〇九年九月に誕生した鳩山首相は、当初は沖縄の普天間基地について「国外移設、少なくとも県外移設」と主張していたが、二〇一〇年五月には「沖縄の海兵隊は抑止力の役割を果たしている」、「学んだ」と県外移設を断念した。もともと日米安保条約を堅持する立場の民主党にアメリカと交渉して基地撤去を迫るというのは無理な話であったのであろう。

しかし、だからと言って永久にアメリカ軍の出撃基地を沖縄に置いておくことは、平和な日本のためにも、沖縄県民の生活のためにも許されない。政府がやらないならどんな方法で基地をなくせばいいのか? 今回の平和企画は本部の憲法委員

会のメンバーのそんな思いから生まれた企画であっ

た。

講師は、問題の全体像を語れる人、実際の訴訟や運動にかかわっている人などの観点から、長年防衛庁の担当記者として自衛隊の取材を続けてきた東京新聞の半田滋さん、沖縄で基地問題の裁判をたたかってきた新垣勉弁護士、そして一九九二年に米軍基地を撤去させたフィリピンの弁護士であるアルニー・フォハ弁護士となった。

ここでなぜいきなりフィリピンの弁護士を呼ぶことになったかというと、人権研究交流集会の直前にフィリピン・マニラで開催されたアジア太平洋法律家会議に憲法委員会のメンバーが参加することになっていたことが大きい。実際に基地をなくした経験を持っているフィリピンの話を聞くことは日本の今後の基地問題の解決のヒントを与えてくれるし、フィリピンの弁護士ともその時に直に打ち合わせができるということからであった。

割り当てられた部屋は定員一〇〇名以上の大きな部屋で、参加者が少ないとかなり寂しい感じになってしまおうと思いつつも、札幌まで来てくれる参加者を組織するのは無理と思い、現地の人の参加を期待しつつ、参加者の組織をほとんどしないで当日を迎えた。もちろん、私のような不良スッタフばかりでなく同期の弁護士などに積極的に参加の訴えをしていた人もいたが。

そんな、素晴らしいスタッフのおかげで、当日

は四七名の参加者で盛り上がった。

二 分科会の内容

まずは、半田さんの発言。現在すずめられている米軍再編は、自衛隊を米軍の後方支援に組み込みながら、日本を世界中に出撃できる基地として強化する点にある。しかもそのための費用は日本に負担させる。テロ特措法、イラク特措法を通じて自衛隊が海外派兵を本格任務にしたこと、米軍基地の横田基地に航空自衛隊の総司令部を移転し統合することなど日米一体化が米軍再編のもとで行われていることが報告された。緻密な取材に基づいた説得力のある発言だった。

次に、新垣弁護士が発言。滑走路の両端から六〇〇メートルにクリアゾーン（居住禁止区域）の設置義務があるが、普天間基地はクリアゾーン内に公共施設・保育所・病院が一八カ所、居住者が約三六〇〇名いるなど近隣住民の安全を考慮していない欠陥基地であり、このことだけでも普天間基地は撤去されるべきである。ただし、普天間基地を辺野古への移転することも地元の反対が大きすぎてできない。そこで普天間基地が居座る場合には、市の中心部に長期間基地が居座ることでも市が本来果たすべき住民への行政サービス、福祉の増進が妨げられているため、自治権を侵害しているとし

て国に対し提訴することを考えている。

また、沖縄県民総所得に占める基地経済関係の依存度が一九七二年の二七・一％から二〇〇七年には五・三％まで低下していること、基地の経済効果は四二〇六億六二〇〇万円であるが、基地が完全に撤去された場合の跡地利用の経済効果は四兆七一九二億四〇〇万円と二・二倍になることをそれぞれ沖縄県が発表していることなどが報告された。

新垣弁護士は、普天間基地が地域にとっていかに危険で、自治権を侵害している存在になっているか、また沖縄にとつて基地は経済的利益をもたらすものではないことをわかりやすく報告してくれた。

最後に、フォハさんの発言。返還の際にはまだ弁護士ではなく学生として返還を求める運動に参加したこと、当初は米軍基地返還賛成派が少数であったが、国民の運動が盛り上がり返還にこぎつけたことなど、返還時の運動で状況が劇的に変わったことが語られた。しかし、返還後も基地跡地にアスベストや重金属、化学薬品などの汚染がひどく、その除去費用をアメリカがまったく負担していないこと、合同演習の際に米兵が女性を強姦するような事件がまだにおきていることなど語られ、基地が返還されればそれでいいということでもないことを知らされた。

フィリピンの運動は今後の運動に示唆を与えるものであった。

直接基地問題の事件を担当しているわけではないが、基地が及ぼす悪影響を感じさせるに十分な企画であった。



刑事司法分科会

検証 二〇一〇年・刑事裁判の行方

東京 町田 伸一



一 生田勝義教授の講演

裁判員制度実施から一年余を経過、この間の裁判員裁判を検証することを趣旨とした。

第一部として、生田勝義立命館大学教授(刑事法)から、「厳罰化社会と裁判員制度」との題で基調講演をいただいた。生田教授は、「世紀転換期の激動をどう見るか」「新自由主義と厳罰主義」「厳罰主義に変化はあるか」「厳罰主義克服のための課題」「被害者感情の位置づけ」「裁判員裁判の量刑」と論を進められ、新自由主義は欲望と偶然が支配しており、その弱肉強食性が上からの競争を組織し、自己決定・自己責任イデオロギーの下で、犯罪が増加しなくとも厳罰主義が強まっていること、裁判員制度の今後の動向にも関わるが、厳罰主義は行きつ戻りつするであろうこと、その克服

にはデモクラシーとは異なるポピュリズムを排し、自律を擬制した排除的厳罰型刑法観から自立を支援する連帶的抱擁型刑法観へと変化しこれを具体化することが必要である、とされた。

二 事例報告

休憩をはさんだ後、立松彰会員(千葉)から、報道でも大きく取り扱われた花見川事件を素材とした報告がなされた。同事件では、被害者の長女、長男、そして逮捕監禁の被害当事者でもある二女の三名が被害者参加人として公判に出席し、それぞれに被害者参加弁護士がついたこと、被害者参加人席は傍聴席からも被告人弁護士席からも遮蔽されていたこと、被害者参加人は意見陳述において「極刑にして下さい」と述べ、被害者参加弁護士は「少なくとも無期以上」との求刑意見を述べ、防御権弁護権を圧迫する法廷が出現していたこと、裁判員裁判が、迅速処罰と厳罰化を通して、被害者遺族を治安政策に動員する姿と、ポピュリズムに流されやすいマスコミ報道がこれを後押ししていることに対し、刑罰論的・刑事政策的に冷静な思考が必要であるなどの報告をされた。

次に、川上有弁護士(札幌弁護士会)から、裁判員裁判のご経験などを基にして、公判前整理手続における証拠開示の有用性、被告人質問の時間

を長く取ることが可能になったこと、弁論で裁判員を説得することが可能になったことなど、従前の裁判からの変化と、しかし、事前の危惧にかかわらず量刑には変化はないのではないか、などの報告がなされた。

三 活発な意見が出された

質疑・討論

最後に、質疑・討論が行われた。会場からは、

裁判員制度による厳罰化の影響如何、大阪地検特捜部による証拠改ざんに象徴される検察の恣意的手続きに対して、公判前整理手続はえん罪防止の障害となるのではないか、公判前整理手続が公開されないことの問題点、裁判員が短期間で適正な量刑判断をすることへの懸念などの意見・質問が出され、それぞれに対して、三名の報告者および会場から、回答やさらなる意見が出された。

時間不足のため当初予定していたパネルディスカッション方式を採ることができなかったなど不

手際もあつたが、三二名が参加し、裁判員裁判を経験された弁護士会員からも市民からも活発な意見が出され、内容的にも、施行三年目の見直しへ向けての問題点が浮かび上がった点もあり、充実した集会であつた。

外国人研修生問題分科会

現代の奴隷制度「外国人研修・技能実習制度」 —外国人労働者をどのように受け入れるべきか

あいち 伊藤朝日太郎

一 安田浩一氏(ジャーナリスト)の見た実態

本分科会では、ジャーナリストの安田浩一さん

の講演のあと、安田さん、地元北海道のNPO「エスニコ」代表の芦田科子さん、外国人研修生問題弁護士連絡会議代表の指宿昭一さんによるパネルディスカッションが行われました。

安田さんは、本来は労働させてはならないはず

の外国人研修生を、時給二〇〇円、三〇〇円で早朝から深夜まで、ほぼ休日なしでこき使うのが「当然」との世界に驚愕し、この問題の取材にのめりこんだといえます。

研修生・実習生は、ブローカーに自分の年収の数十分にも及ぶ多額の保証金を納めて来日します。しかも、「携帯電話を持つてはならない」「パスポートと通帳は雇用主が預かる」「ネットカフェに出入りしてはならない」「恋愛は禁止」「無条件で日本企業の指示にしたがう」「労働組合や弁護士と連絡をとってはならない」など、本人の人格を踏みこむ条件に「違反」すれば、強制帰国させられた上、多額の違約金が課せられます。

実際、日本の警備会社が警察官の振りをして研

修生を宿舍から連行し、成田空港まで連れて行った事件がありました。この時は、空港まで労働組合が駆けつけて、警備会社と押し問答し、本物の警察官を呼んで研修生の身柄を取り戻したことがありました。

このようながんじがらめの状態のもとでは、研修生・実習生はもはや単なる低賃金労働者ですらありません。まさに雇用主やブローカーに絶対服従するしかない「奴隷」です。実際に、雇い主による暴力やセクシユアルハラスメントは日常茶飯事です。

安田さんは、外国人研修・技能実習生の場合、このような取り扱いがむしろ「普通」で、取材しているうちに、こういう状態を見ても異常と思わな



安田浩一氏（ジャーナリスト）

くなったことに愕然としたといえます。

二 外国人研修・技能実習制度の存続理由

このような野蛮な制度がなぜ存続しているのでしょうか。

まず、日本の地場産業の落ち込み・疲弊があります。たとえば岐阜の縫製メーカーでは研修生・実習生を多く受け入れています。法定の最低賃金を支払ってあげればとやめていけない値段で仕事を受注しています。農家・縫製工場・養豚場・水産加工など、ダンピングしないと売上げが得られない業種で研修生の違法な働かせ方が蔓延しているのです。安田さんも、ある縫製業の雇用主から「じゃあ、私たちは明日からどうやって生活していけばいいんですか!」と詰め寄られたといえます。

また、本来声を上げるべき日本の労働組合の幹部が受け入れ機関（実質的にはブローカー）の設立者や顧問になっている例も後をたちません。このため「連合」など日本のナショナルセンターの動きは非常に鈍いといえます。

また、中国など送り出し国では、逆に研修生・実習生として日本に行くことがチャンスをつかむことだと喧伝されています。そのため、生活水準

の向上を夢見て、中国でも特に経済発展の遅れている東北部などから研修生が送りだされてきます。しかも、中国では政府機関の役人がブローカーとなつて研修生の送り出しをビジネスとしている例が非常に多く、政府自身が「研修生に関する記事を書くな」と新聞に圧力をかけることもあると言います。

三 実態の表面化、裁判勝訴後の動き

もつともこの間、安田さんをはじめとするジャーナリストが実態を暴き、日本各地で裁判が起こされ、その多くが勝訴しました。ついにはアメリカ国務省が「人身売買だ」と非難し、ルモンドやCNNも取り上げるなど国際的な問題に発展しました。これらの取り組みの影響は大きく、表面上は制度に手直しが加えられるようになりました。

二〇〇九年に入管法が改定され、外国人研修生に労働法規を適用し、労働者としての権利を認めることとなりました。また、中国では送り出し機関が研修生から保証金を取るのが禁止されました。

しかし、中国では保証金を取らないかわりに、「欠条」と呼ばれる架空の借入書を取ることが横行しています。また日本の雇用主も、「残業」という

形では労働させず、そのかわり「勝手に内職している」という名目で働かせ、実質時給一〇〇円での労働を強いるなど、脱法行為が蔓延しています。

このように、送り出し国と受け入れ国（日本）が低賃金労働者を奴隷状態でこき使うことでお互い利益を得る状態にあり、一部労働組合の指導者や一部政治家の利権にもなっている状態では、外国人研修制度の適正、適法な運用は不可能です。

この点については、基調講演の安田さん、パネラーの指宿さん、芦田さんなど発言者の全員が「こ

の制度があるかぎりいかに修正しようが不正はなくならない。外国人研修・技能実習制度はただちに廃止するしかない」との認識で一致しました。

四 おわりに

本分科会には「外国人労働者をどのように受け入れるべきか」との副題がついていました。しかし、むしろ「外国人労働者の受け入れ方の議論を机上でするより前にやるべきことがある。今現在もミ

シンの前で、冷暖房なしで、休みなしに働かされている労働者を救わなければならない」との決意を共有できた分科会だったと思います。



アスベスト分科会

大阪・泉南アスベスト国賠訴訟

—アスベスト被害について国の責任を問う 初めての判決と被害者救済に向けた動き

大阪 岡 千尋

一 泉南アスベスト国賠訴訟、勝訴！

泉南は石綿紡織業一〇〇年の歴史を持ち、戦前

から深刻な健康被害が広がり、今なお多くの被害者が苦しんでいる。泉南アスベスト国賠訴訟は、二〇〇六年五月、日本のアスベスト被害の原点であるこの泉南地域から全国に先駆けて提起され、

二〇一〇年五月一九日、アスベスト被害について初めて国の責任を認める勝訴判決を勝ち取った。

分科会では、まず、大阪じん肺アスベスト弁護団の辰巳創史弁護士が泉南のアスベスト被害について、パワーポイントを使って概要を報告し、続いて、原告の満田ヨリ子さん、原告原田モツさんの娘武村絹代さんが、アスベスト被害を語った。満田さんの夫満田健男さんは、石綿肺と肺結核を合併し、大量に喀血しながら亡くなった。その最期は壮絶で、満田さんは原告になった当初、夫の最期を弁護団にも話せず、原告本人尋問の前後からやっと少しずつ話してくれるようになった。満田さんは、そんな夫の最期を全国の弁護士の前で語り、「夫が亡くなっていった様子を今でも忘れるこ



とができない。クボタショックが起こって、初めて夫の死が石綿のせいだと知った。国はもつと前から石綿の危険性を知っていたのに、何も知らずに苦しみ死んでいった夫を思うと無念だ」と語った。武村さんは、母親が何年も前に石綿工場を退職したのに、石綿肺になったことに驚き、その後は、「死んだらいいのに」とさえ思う介護・看病に負われ

る苦しい日々を送っている現実を切々と訴えた。私自身、この訴訟にかかり、原告の話を聞くたびに、人の命・健康の大切さを感じる。アスベスト被害者救済のために、一番話したくない、知られたくない被害までも語ってくれる原告たちの言葉は重く、熱いものがこみ上げてきて、もつとがんばらないと！と心の底から思うのである。

続いて、同弁護団で国賠の責任者を務める村松昭夫弁護士から、「アスベスト被害」と泉南アスベスト国賠の闘い」と題して、勝訴判決に至る道のりと今後の展望について報告があった。「アスベストの訴訟は、人間の尊厳の回復の仕事。そのような仕事に関われることが弁護士として幸せだ。みんなが知恵と知識を出して、手を抜かずにがんばることが、被害救済につながる」との言葉に、会場が熱くなった。

そして、同弁護団が取り組むアスベストに関する対企業訴訟の現状について、山上修平弁護士が報告した。同弁護団で取り組む対企業訴訟は、二〇件弱。そこで勝訴することも国賠勝訴につながった要因であり、重要な取り組みであることが強調された。

二 首都圏建設アスベスト訴訟

大阪からの報告に続いて、首都圏建設アスベ

スト訴訟について、東京の小川杏子弁護士及び甲斐朝美弁護士が報告した。日本に輸入されたアスベストのうち七・九割は建材に使われ、今後も多くの建設作業従事者の被害が発生すると予測されている。その中で、日本で最初にたたかっている建設アスベスト訴訟に対する意気込みが感じられた。

原告の清水邦彦さんがその被害を訴えた。清水さんは、中学校卒業から約六〇年間大工の仕事に就いた。訴訟提起後、第一次訴訟の原告のなかだけで、三二名が亡くなった現実を前に、「少し歩いてもはあはあと息があがる体を抱えながら、一カ月前は元気だったのに亡くなっていく人を目の当たりにし、自分がいつそうなるのか、不安だ」と語った。

建設アスベスト被害は、全国各地に発生しているはずであり、同じような症状で苦しんでいる被害者がどれほどいるかと思うと、胸が締め付けられた。

最後に、首都圏建設アスベスト訴訟の団長である小野寺利孝弁護士から、「今後の闘いの展望―泉南アスベスト国賠訴訟との連帯・建設アスベスト訴訟の全国化の報告」があった。「泉南の闘いは我が闘い」「泉南と首都圏の裁判は、アスベスト訴訟の両輪」との言葉が心強く響いた。また、小野寺弁護士自身、一九七八年第一回人権交流集会で、じん肺問題を初めて聞き、じん肺弁連発足につな

がったエピソードなどを聞いて、じん肺のたたかいの長い歴史、人権交流集会の意義をあらためて実感した。

三 質疑応答

質疑応答では、札幌でじん肺問題を取り組む弁護士から、北海道でも建設アスベスト国賠訴訟を準備中との発言があり、小野寺弁護士が話したりしており、まさに建設アスベスト訴訟の全国化に向け

四 感想

ての大きな節目となる時期だと背筋が伸びた。

弁護士二年生、初めての大法廷での証人尋問。弁護士三年生、勝訴の旗出しから控訴断念に向けての大運動へ。泉南アスベスト国賠訴訟は、ほかでは得られないたくさんの経験をさせてくれる。そして、原告・弁護団は、私にとって、ともにたたかう人生の諸先輩であり、育ててくれる家族の

ような存在だ。

そして、本当の家族、私の父親は、大工として建設現場で今も働いている。アスベストを含むボードを扱うことも日常的だったという。

今回のアスベスト分科会に参加して、これまで会ってきたアスベスト被害者や、アスベストを扱ってきた父に思いをはせ、北海道でも、九州でも、全国にいるアスベスト被害者が十分な補償が受けられるよう、がんばっていききたいと決意を新たにしました。

憲法二五条分科会

憲法二五条の使い方

— 人権問題、憲法問題として考える

東京 太田 伸一

た。

一 はじめに

九月二六日、人権研究交流集会の二日目に、憲法二五条分科会「憲法二五条の使い方」が開催され

まず、主催者として吉田悌一郎弁護士から、「貧困の問題がクローズアップされ、憲法二五条が注目されているが、生活保護の現場では違法な運用が続いており、また、訴訟を見れば朝日訴訟・堀

木訴訟といった判例の『壁』は高い。これをどう突破するか考える場としたい」という企画の趣旨についての説明がなされた。

二 笹沼弘志氏(静岡大学教授)の基調講演

続いて、「生存権保障過程(手続)の立憲主義的統制について—朝日訴訟控訴審判決を中心に」というタイトルで、笹沼弘志・静岡大学教授が基調講演を行った。笹沼教授は、憲法学者として憲法二五条について研究するとともに、「野宿者のための静岡パトロール」事務局長として、路上生活者の支援を行っている。

笹沼教授はまず、自身が一〇年前に初めて生活保護の申請同行をした際の経験を語った。

笹沼教授が同行をした路上生活者の方が、福祉



事務所の職員が差し出してきた面接申込書の住所の欄に、いつも寝泊まりしているバスセンターを書いたら、「生活保護は家のある人のものだから帰れ！」と怒鳴ってきたというのである。その後、五時間をかけての交渉の後、申請はできたのだが、本来、生活保護を受給する要件として、住所の有無は問題とならない。しかし、当時は、日本各地でそういった運用がされていたということであった。

そして、現在も、就労能力不活用を理由としてなされた保護申請却下処分を争う新宿七夕訴訟や、腰痛・糖尿病を患う方が就労しなかったことを理由とする保護廃止処分を争う静岡での訴訟などに見られるような違法な行政は続いていると、笹沼教授は述べた。

以上のような違法な運用をただすものとして、憲法が力となるのかという問題提起を行った後、笹沼教授は、生活保護訴訟の原点である朝日訴訟の判決について分析を行った。

笹沼教授は、原告である朝日氏を勝訴させ、画期的な判決とされた一審判決の問題点として、憲法二五条一項及び生活保護法三条のいう「健康で文化的な生活水準」を具体化する生活保護法八条二項の規定を、再び抽象化し、憲法のレベルに戻してしまったことを指摘した。

笹沼教授によれば、保護の基準の決定にあつ

て存在する事情としては、生活保護法八条二項が考慮すべきとしているような「考慮が必要な事情」と、「考慮しなくてもいい事情」、「考慮してはならない事情」という三段階がある。こういった區別が一番でされなかったことが、財政状況や国民感情といった「考慮が必要な事情」ではないもの、「考慮してはならない事情」を考慮して、朝日氏を敗訴させた二審判決を招いたとの分析がされた。

そうではなく、「考慮が必要な事情」ではない事情を考慮すべき「やむを得ない」事情の立証責任を国に課すような厳格な審査方法こそが妥当である、と笹沼教授は指摘した。

笹沼教授は最後に、判断基準と考慮事実の設定をすべきことを生活保護法が定めるべきであり、そうでない運用を認めるならば保護法が間違っている、これが憲法二五条による統制であると締めくくった。

三 パネルディスカッション

続いて、パネルディスカッションに移った。

パネルディスカッションでは最初に各地から集まったパネリストから、札幌における路上生活者の生活保護同行支援の状況についての報告、就労能力不活用を理由に生活保護申請を却下されたことを争っている、岸和田及び新宿の訴訟の現状に

ついでに報告がなされた。また、母子加算・老齢加算の廃止を争った生存権裁判について、母子加算に関しては母子加算が復活するという政治解決が図られたこと、老齢加算についても福岡高裁で勝訴判決を得たことなどの成果が報告された。

また、生活保護法以外として、障害者自立支援法が求める応益負担の違憲訴訟についての報告がなされた。これまで語られてこなかった、障害者の支援への憲法二五条の新たな展開を探ったという同訴訟の報告から、憲法二五条論の可能性をあらためて認識することとなった。

質疑応答に移ったところ、会場から、憲法二五条と憲法二七条の定める勤労の義務の関係などについて質問があった。これに対しては、笹沼教授から、たしかに勤労の義務と生活保護の受給を関連付ける古い学説もあったが、これは欠格条項を定めた旧生活保護法を根拠としたものであり、現行生活保護法の解釈として矛盾する、との回答があった。

最後に各パネリストからは、今後の各地の実践に、憲法二五条を活かしたい、雇用を国の責任で実現させる必要がある、弁護士が現場に出て行く

必要があるなどの決意が語られた。

四 おわりに

当分科会としては、憲法二五条の理論的側面と、各地の実践の報告が融合されたということの意義は大きかったと考える。そして、ここでの議論が各地に持ち帰られ、今後の活動に反映されることを期待したい。

生物多様性分科会

社会の持続的発展と生物多様性

北海道 今橋 直

一 参加者からの質問

会の最後に、参加者のひとりから質問が出た。

「私は、今の地球環境は絶望的だと思っています。一〇年、二〇年、五〇年先、日本は、世界はどうなっているでしょうか?」

これに対し、本分科会の企画者・市川守弘弁護士

二 分科会の内容

生物多様性分科会は、市川弁護士が報告、提言、

士は、「地球の歴史、から見たとき、人間は、ほんの一時期『なんかやっていた生物』に過ぎないのかもしれない。また、人間は、社会をつくる特殊な種。そして社会の中でいろいろな問題を引き起こし、だからこそ今日もいろいろな分科会が開かれている。ただ、自然保護の問題は、それ以前のホモサピエンスとしての生存の問題であり、人間社会をひとつ超えたところで提起しなければいけないと思う」

問題提起を行い、参加者とともに「自然保護と人間社会の関係」を考えようという分科会である。

まず、沖縄「やんばるの森訴訟」について沖縄の松崎暁史弁護士が、広島「細身谷溪畔林大規模林道訴訟」について広島橋本貴司弁護士が報告を行った。

沖縄本島北部・やんばるの森には、戦前からの森林が残り、ヤンバルクイナ、ノグチゲラ、キノボリトカゲその他多くの希少動物が棲息している。

広島県廿日市市・細見谷は、日本で数少ない溪畔林(けいはんりん)が残る。溪畔林とは、河川の上流部源流部に溪流状に発達する特殊な植生帯で、しばしば氾濫がおきるため、生物多様性を維持できるメカニズムがあり、生態学的に保護すべき貴重な所とのこと。そして両所とも、大規模林道の建設が計画・進行中で、これをやめさせるために訴訟を提起した。

大規模林道は、日本中各地で建設されているが、これは、それまで人が入っていけなかった森の奥にまで大型車両、重機が入れるようにし、もともと木を切る、ためのものである。林道そのものによって自然が破壊されるとともに、これを利用して林業施業(木材生産)によって、森が破壊されてゆく。

また、北海道大雪山国立公園内での森林伐採の報告もなされた。



三 市川弁護士の問題提起

(1)「人間生活に自然は必要であり、自然を使わないと、人間社会は成り立たない。問題は、自然と人間社会のどこに折り合いをつけるか、である。どういう必要性で、どのように手をつけるのか、これを明らかにする必要がある。

そもそも、今の科学では、人間が手をつけたこ

とによる結果・影響はわからないことが多い。そうであるなら、安易に手をつけるべきではない」

(2)「地域経済の発展のためには、開発が必要、と言われる。しかし、開発行為によって、地域経済が本当に活性化するだろうか。逆に、地域経済の疲弊をもたらしたのではないか。ニシンが来なくなった途端、地域経済は衰退した。乱獲による結果として、地域文化地域社会が失われた典型例であり、マグロはその二の舞になるのではないか。地域社会経済を持続して維持できるような社会をつくって行かないといけない。そのことと自然保護は、実は一致するのではないか。自然を維持できないと、人間社会を維持できない。そのために、私たちは何をなすべきか」

四 会場からの意見、深まる議論

この提言に対して、会場から、「現にそこ(林業など)から得られるもので生活を立てている人がいる。それに代わるものを提示できなければ、その人の生活を奪うことになる」との意見が出された。

これに対する回答は、「その地域にしかないもの、それを生かしていない現状がある。地元の人たちがそれに気付くことでできることがあると思う。具体的には、農業の再生、建材ではない木製品、山、森の良さを地元の人が学び直して観光資源と

する、などが考えられる」

つまり、私たちは、自然と人間社会を見つめ、考え、話し合わなければならぬ、ということであろう。それをせずに安易に目先の便利や利益を

得ようとすると、あとで手痛いしっぺ返しを食う

ことは、過去の多くの例が物語っている…。

「人間とは、この『世の中』において、いったい何者なんだ」そんな漠然とした思いが私の中に渦巻

いていた。参加者二五名(うち一般市民の方八名)。

企業分社化分科会

公害加害企業の分社化と企業の責任

熊本 村山 雅則

一 基調講演

第一部として、永松俊雄・室蘭工業大学大学院教授(公共政策学)が「水俣病特措法における分社化のメカニズムと水俣病特措法の運用に関する問題点」との演題で基調講演を行った。

概要は次のとおりである。

(1) 特措法成立の経緯

二〇〇四(平成一六)年の水俣病関西訴訟最高裁

判決以後、公健法の認定申請者や訴訟提起者の増加など、水俣病に関する紛争状態が再燃した。

与党PTは「新救済策」案を公表するが、チツソは同案を拒否するとともに分社化を要望した。その後、与党PTは、分社化を盛り込んだ「特措法素案」を公表した。なお、この素案は、公共の目的がない一企業のための法律であり、およそ法律とはなり得ない内容のものであった。

そもそも、「新救済策」は法律を作らなくてもできるものであったが、「新救済策」と分社化をセットにすることで「水俣病特措法」案が国会に提出さ

れ、二〇〇九(平成二一)年七月に、「水俣病特措法」が成立した。

同法は、分社化をスムーズに進めよう(株主総会での特別決議が不要、詐害行為取消権を排除など)という意図の下に作られた法律といえる。

(2) 分社化の論点

特措法が原因者責任の消滅を認めていることは憲法二三条違反となりうることから、同法は原因者責任の消滅を義務づけてはならないと解することになる。特措法の規定する分社化を公共性の見地からみても、市場ルールから大きく逸脱した手法であり、この手法が一般に認められれば負債を抱える企業はこの手法で多額の資金捻出が可能となる。特殊な分社化手法が認められるのは、水俣病問題の解決に不可欠な資金捻出という公益性が担保されるかぎりにおいてのみである。

(3) 不当な運用を避ける手段

原因者責任が消滅しないように特措法を改正す

ることの実現可能性は低い。

そうすると特措法を立法目的にそつて適切に運用していくほかない。そもそも、特措法は、水俣病被害者救済に必要な資金の捻出を目的としており、分社化後に親会社がどうなるかは一言も記載されていない。そして、特措法の一の問題は原因者責任が消滅する可能性があるということであるから、分社化し資金を捻出した後に元に戻るなど、原因者責任が消滅しない運用がなされなければならぬ。



永松俊雄氏（室蘭工業大学大学院教授）

らない。

二 パネルディスカッション

第二部として、基調講演を行った永松教授、花田昌宣熊本学園大学教授（水俣学研究センター長）、三角恒弁護士（日弁連水俣病対策PT座長）をパネリストとし、村上雅人弁護士をコーディネーターとして、パネルディスカッションを行った。

概要は次のとおりである。

- (1) 特措法が出てきた経緯（花田）
国や熊本県が考える水俣病問題の解決は、「水俣病の極枯」から解放されること。そのための特措法であり、特措法はチツン分社化法である。
- (2) 分社化と被害者補償との関係（三角）
一九九五（平成七）年の政治解決のときもチツンの被害者補償の財源は借入れであり、今回も財源確保のために分社化する必要性は強くない。分社化は、チツンが与党PT「新救済策」を拒否したことに対応する説得材料と言わざるを得ない。
- (3) 特措法と公益性（永松）
行政が公益性が担保できる道があるにもかかわらず公益性を担保できない道を選ぶには特別の理由が必要だが、今回、特別の理由は見あたらない。どうすれば原因者責任の消滅を防げるのかという観点から特措法を見ることが必要である。
- (4) 特措法の最大の問題点（三角）
分社化後の事業会社に責任追及ができないことが最大の問題点である。
- (5) 特措法の運用（永松）
特措法が適正に運用されることが重要だが、特措法が適正に運用されなかった場合新たな紛争（訴訟）が起こるといふ雰囲気は抑止力になるであろう。
- (6) 今後の対応（花田）
新たな訴訟のために準備を進めるなど、特措法で水俣病問題は終わらない、行政の思いどおりにはならないということを示していく必要がある。
- (7) 事業再編計画について（三角）
今後どれだけ被害者が出てくるのか不明なのに事業再編計画を認可することはできないはずであり、事業再編計画の認可の要件を厳しくしていく必要がある。
- (8) 分社化が企業に与える影響（永松）
原因者責任の消滅を一つ認めれば、他の場合も同じように対応しないといけなくなる。チツンは、責任があるという現実をみつめて、企業の社会的責任を全うする対応策をとらなければいけない。

情報公開分科会

情報を市民の手に

「知る権利」をめぐる闘い

北海道 島田 度

一 はじめに

本分科会は、二部構成で行なわれた。

前半の基調講演では、西山太吉^{たきち}さんに沖繩密約情報公開訴訟の勝訴判決の意義についてお話いただいた。後半では、往住嘉文^{よすけ}さん(北海道新聞編集委



情報公開・西山太吉氏(元毎日新聞記者)

員)、渡辺達生弁護士(札幌市民オンブズマン)を交え、「知る権利」についてパネルディスカッションを行なった。

二 基調講演

沖繩は、日本を日米安保体制に組み込む梃子としての役割を背負わされてきた。

一九五四〜一九五七年は鳩山一郎・石橋湛山と党人総理が続き、本来の意味で外交が「政治主導」されていた。しかし岸内閣の下で六〇年安保が成立し、日本は日米安保体制に組み込まれていく。

一九七一年、「核抜き本土並み」のフリースともにも沖繩が返還されたが、これは、アメリカにとつては、沖繩の条件(施政権の負担は負わないが基地の費用は日本に負担してもらい自由に軍事行動できる)を本土に拡張しようとの意図に基づくも

のであった。「沖繩の本土化」ではなく「本土の沖繩化」である。

しかしこれをそのまま日本国民に伝えては世論の同意を得られない。そのため沖繩をめぐる巨大な密約の構造が形成されることとなった。

自民党政府は、沖繩密約の存在を徹底的に否定し隠してきたが、それは日米安保体制の真実の姿を否定し隠してきたことである。

二〇一〇年四月の判決は、こういった隠蔽の構造を一気に壊した点に意義がある。

四〇〇万ドルという金額は氷山の一角にすぎない。また、慰謝料なども問題ではない。日米同盟の本質がはつきりしたということが真に重要である。沖繩密約に象徴されるように、国民が政治に対して無関心であると、政治は、いつしか国民のあずかり知らぬところとんでもないものに変質し、それがいつの間にか正当化されてしまう。

そうならないためにも、国民は、常に行政の動きを注視していなければならない。

三 パネルディスカッション

(1) 沖繩密約訴訟について

渡辺 沖繩密約訴訟判決は、過去の一定時点における文書の存在が立証されれば、その後の文書

の不存在について国側に立証責任を負わせたと
ろに特徴がある。

西山 アメリカですでに密約の存在を示す公文書が公開されていた。そのため、裁判の冒頭で裁判長が密約の不存在について被告側に釈明を促した。冒頭の裁判長の姿勢がそのまま判決になったようなもの。なお、第一審判決は、文書の探索が十分になされたならば被告を勝たせる余地は残している。しかし、この裁判の本質は「文書(密約)が存在したこと」の立証にあるから、もう、裁判の実質的な成果は確定したといえる。

往住 吉野元アメリカ局長を取材したのは、西山さんの取材をする上で、カウンターの立場にいる人の話も聞かなければならない、という素朴な出発点から。吉野氏は、父親が小作争議にもかかわった弁護士であり、リベラルな出自を有していた。そのことも、今般の証言につながったのではないかと。

(2) 外務書の有識者委員会の報告書について

西山 佐藤・ニクソン間の密約について、佐藤の私邸に保管されていたから密約ではないとされている。しかし、アメリカには同じ署名入りの文書が国務省に保管されている。どうして密約でないと言えるのか。

往住 外務書の有識者委員会の報告書は、その

前提となる基礎資料が、外務省職員の作成したもので、「泥棒に金庫の掃除をさせるようなもの」で、これでは密約問題が解明されなかったのも当然。

(3) 道警裏金問題について

渡辺 北海道警が、「報償費」と称するお金を、支出の実態もないのに支出したかのような書類を作り裏金としてプールするということが日常的に行なわれていた。釧路方面の元本部長が内部告発を行ない、北海道の弁護士が弁護士団を組んで住民監査請求、公金返還請求、名誉毀損による慰謝料請求が行なわれた。その結果、約九億円の報償費が返還されることになったが、裏金作りが組織的に行なわれていたことは、道警は最後まで認めなかった。裁判の過程で、準備書面をマスコミに渡したことを理由に懲戒請求を受けるなど、道警のなりふり構わぬ抵抗を受けた。

往住 北海道新聞も、道警裏金問題を告発した書籍の記述を理由に名誉毀損の裁判を起こされるなど、強い抵抗を受けた。メディアは情報を取るのが仕事だが、取材対象と親しくならないと情報が取れない。常に苦労する。

西山 一時的な秘密は、大した問題ではない。最大の秘密は、国家や行政が永久に隠そうとし、行政の強力な抵抗がある。メディアは、こういった情報こそ取らなければならない。

日本の民主主義が健全に運営されるためには、こういった永久の秘密について「知る権利」が満たされるようにならなければならない。

四 おわりに

西山さんの言葉には、国家機密と対峙し続けた年月の重みが凝縮されており、聴く者を圧倒した。また、往住さん・渡辺弁護士は、メディア・オンブズマンというそれぞれの立場から、沖縄密約訴訟の意義や知る権利をめぐるたたかひの困難性を分かりやすく語っていただいた。お二人のお話があったからこそ、本分科会是一般客の方々にも理解しやすいものとなった。

本分科会が成功したことについて、関係各位の方々に深く感謝したい。

○西山太吉さん…元毎日新聞記者。一九七二年、沖縄返還についての日米交渉をめぐり、いわゆる「西山事件」で有罪判決を受ける。二〇一〇年四月九日、沖縄密約情報公開訴訟で歴史的な勝訴判決。現在、同訴訟の控訴審が係属中。

○往住嘉文(とこすみよしふみ)さん…北海道新聞記者。二〇〇六年二月、元外務省アメリカ局長であった吉野文六氏から、日米密約の存在を認める証言を引き出した。

性教育裁判分科会

知的障がいのある子どもも学ぶ権利を守ろうよ ——七生養護学校「ここからだの学習」裁判

東京 田部知江子

一 はじめに

性教育裁判分科会は、「知的障がいのある子どもも学ぶ権利を守ろうよ」のサブタイトルのもと、東京都立七生養護学校「ここからだの学習」が形成されていく教師たちの取り組みと、その裁判でのたたかいを紹介するとともに、参加された皆さんとの意見交換を行いました。

事前の申し込みが少なく、当日のもりあがりや心配されましたが、当日は一般参加者を多く含む五五名の参加を得て、山崎新会員の進行のもと、盛況にまた充実した議論を行うことができました。

二 分科会の内容

最初に事件の概要についてニュース映像による

紹介を行い、続いて、「ここからだの学習とは」教師たちは何を伝えたかったか」のテーマで、七生養護学校の元養護教諭で原告の井上千代子さんから、「ここからだの学習」が生まれるまでと、本件事件が起こるまで教師たちがお互いに悩みながらも、子どもたちを中心に据えた試行錯誤を重ねた「からだだうた」などの取り組みの紹介が行われました。親から虐待を受け、知的障がいをもつ子どもたちが生活する七生福祉園が隣接されている特殊性などにもふれました。

次に、卒業生の石井くんと中山くんに、元高等部教諭で原告団長の日暮かをるさんからのインタビューの形で、七生での生活や、教諭と生徒のふれあいについて語っていただきました。軽度の知的障がいを持つ彼らが、とめることのできない性情報の中で悩んだこと、就職し社会の中で生活する中で、七生で学んだ性教育があつて本当によかつ

たと感じていることなどが、みずからの言葉で語られ、聞いている参加者のみなさんには大変インパクトがあつたようです。さらに日暮さんからは、事件までは授業で使われ、教育委員会にその授業内容についてとくに調査が行われなまま没収されてしまった絵本を使って、授業の再現が行われました。子どもたちだけではなく、「大人も受けた性教育の授業」であることを参加者全員で感じました。

そして、中川重徳会員から、弁護士としてこの事件をどのように受け止め、教育の自由の根幹に関する事件として、原告団のみなさんの思いを裁判においてどのように訴えてきたかについての紹介を行いました。

三 参加者との意見交流

その後、参加者のみなさんとの意見交流があり、「この授業は、『子どもと教師がお互いに学び合う場だったのかな』と感じた。私自身も養護学校の教員だが、自分の中に『この子たちがこの学校にいる間はなんとか無事で過ごして欲しい、無事で過ごさせたい』という思いがあり、それは、『卒業すれば自分たちの責任ではない』という意識と裏腹のものがある。『場合によっては、この子が性犯罪の加害者になるかもしれない』と考えるときもあ



る。障害を持った子は学校を卒業してからの方が、ほんとは大変。そのあたりの七生の教師の意識がどうだったかを聞かせて欲しい」という発言について、井上さんからは、「私たちも子どもたちに学校で全部解決してあげられるなどとは思っていない。大事なことは、自分の悩みなどを誰かへ七生の教員にでもいいし、友達でもいいに相談できる、そういう関係性をつくったり、持つことができる力をつける、学校の生活全体がそういう場になる

よう取り組んできた」という意見交換がなされました。

また、「性教育を行うときには、どうしても自分の性を通してでないと教えることはできないのではないだろうか？ 自分は性とまともに向き合いつながり生きてきたわけではないのに、どうやって子どもが素直に受け入れる授業ができるのかな、っていうことに悩んでいる。七生では、教員の間にごんな話し合いがあったか？」との質問に対し、井上さんから「教員全員が性教育の授業をやることに得意なわけではない。自分自身の性についても歪めてとらえている場合もある。この授業を始めるに当たり、教員たちが話し合ったことは、教員の力量で授業に差があつてはいけないから、最低限伝えるべきことや、心地よさをつかんでもらうための発問の仕方などを示した指導案を作成しなくてはいけないということ。もちろん、そこから発展して創意工夫をすることなどは自由だったし、反対に『それがあつてもできない』という教員に対しても『それでいい』というところから出発した」、日暮さんからは、「その後、『ペニス』『ワギナ』という言葉を平気で言えるようになったけれども、取り組みをはじめた最初のころは『そんなこと言えないよ。しかも子どもの前で』という教員もいた。でも、出発した当時から、子どもたちの状況を話し合い、性を学ぶことの必要性は教員全体で確認

していたので、『私、言えない』という悩みを話すということから、「なぜ、私たちが言えないんだろうね」と次に進むことができた。教師たちも、子どもたちの必要性から取り組みはじめた授業をすめながら自分の性にも向き合うことができた」との意見交換がなされました。

そのほか、障がいを持つ子どもさんのお母さんや、現役の教員の方からも、地元札幌での状況などの紹介や感想が述べられ、裁判へのエールもいただきました。

四 おわりに

分科会への参加の段階から、原告のみなさんとさまざまな討議を重ねてきましたが、あらためてこの裁判の意義を多くの方へ伝える必要性を再認識する交流をすることができ、今後への新たなステップとなりました。



オプションナルツアー「恵庭・長沼事件の現場を訪ねて」

自衛隊の違憲性を問った裁判に触れる

東京 平松真一郎

一 はじめに

九月二六日の分科会終了後、恵庭事件、長沼事件の現地をめぐるオプションナルツアーが行われた。自衛隊の違憲性を問う裁判闘争、当時の営農支援や公判傍聴支援の状況などを聞き、当時の裁判闘争の一端に触れることができた。さらにツアーには長沼事件札幌地裁判決の裁判長であった福島重雄会員が同行し、往時の経験を語っていただいた。

二 オプションナルツアーの概要

まず、恵庭事件の舞台、恵庭市島松演習場近く

の野崎牧場付近へ。樹林の奥が演習場の敷地、手前が牧場と説明があったが、日曜日の午後とあつてか、砲弾演習などはなく、静かな酪農の村である。ひきつづき、北恵庭駐屯地へ。フェンス越しに戦車の群れを見た後、長沼事件の舞台、北海道長沼町へ。

指定解除された保安林の代替の水防施設(ダム)のそばを通つて馬追山へ。この水防施設は、建設当初、放水路が未完の役立たずの施設で、完成後の一九七五(昭和五〇)年にも水害が発生したとのことである。

馬追山の長沼ミサイル基地のゲート前へ。長沼基地には、現在、ナイキではなく、すでにパトリオット(PAC3)が配備されているとのこと。



馬追山頂のミサイルランチャー

以前は、山頂にレーダードームが据えられ、ナイキ基地であることが一目でわかったそうだが、レーダードームはナイキ時代の遺物として撤去され、パトリオットシステムでは車載のレーダーが代替している。

山頂には、パトリオットのミサイルランチャーが姿を見せており、現役の基地であることを物語っ

ていた。そして「象のオリ」がある航空自衛隊東千歳駐屯地ゲート前を通って、新千歳空港へ向かい、空港で解散した。

三 なぜ長沼町にミサイル基地が必要であったのか。

冷戦下の北方脅威論のもとでは日本に対する攻撃は北海道へ、そして、自衛隊基地のあつまる恵庭千歳方面への攻撃が想定されていた。長沼基地は、航空自衛隊千歳基地（千歳空港）、象のオリのある東千歳駐屯地を防備するために高射砲基地として設置されたのである。

馬追山、長沼基地ゲート前から西方を眺めれば、足元に石狩平野が広がり、さらに遠くに日本海、そして海に向こうソビエトへつながる。石狩平野を一望する馬追山は、想定されていた北方からの攻撃から千歳の自衛隊を守ることに都合がよいことがよく分かる。その都合は、あくまでも千歳の自衛隊の基地を守るための都合であることはいくまでもない。

長沼基地のゲート前から眼前に広がる田園風景を見ながら、自衛隊を守ることは、敵からの攻撃に反撃する能力を守ると言えば聞こえは良いが、結局、「軍は住民を守らない」ということを改めて感じさせられた。基地を作るために保安林指定を

馬追山中腹からの見晴らし



解除することが住民を水害の危殆にさらすことであり、事実、代替施設整備後も長沼は水害に襲われてきたのである。

四 一度作った基地は なくせないのか

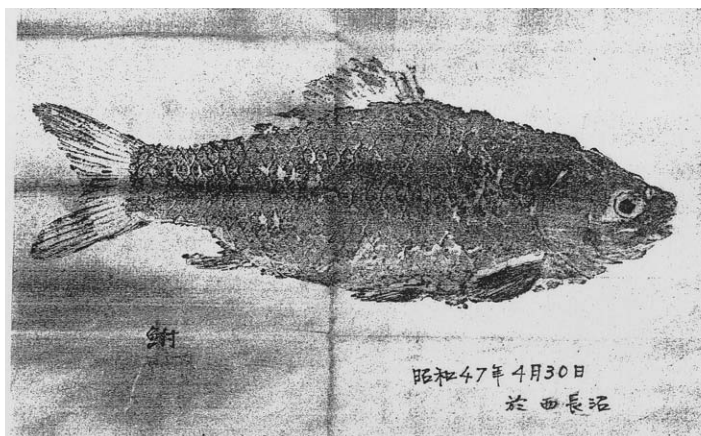
平和分科会でもとりあげられたが、一度作った

基地をなくすことはできないのか。ナイキミサイルは、固定型のレーダーを必要とし、発射装置自体も固定型でありミサイル基地として固定されなければならなかった。しかし、パトリオットは、レーダー及び発射装置ともに車載型となっている。いざ発射する際に、その場所に移動すれば足りるのであるから、馬追山の山頂に基地を維持しておく必要はない。広大な保安林を伐採してつくられた長沼基地もいまやその存在が必要なのかが問われなければならないのである。

五 さごんに

千歳空港へ向かうバスの車内で、福島先生から「昭和四十七年四月三〇日於西長沼」という書付のある魚拓の写しをいただいた。東京に戻り、長沼事件の進行を確認すると昭和四十七年三月二日に第一六回期日軍事評論家の証人尋問があり、五月には長沼基地にランチャー、レーダー搬入が行われている時期であった。

福島先生は、釣りが好きでとおっしゃっていたが、それは現地を見に来る口実だったのでないか。そして、その日だけでなく、何度も足を運んでいたのではないか。建設される基地を眺めながら「馬追山頂のミサイル基地は、一体何を守るのか」という疑問を持ったのではないか。



魚拓の写し (昭和47年4月30日於西長沼)

福島先生からの魚拓のプレゼントは、あらためて二世紀の長沼事件を、自衛隊の違憲性を問う取り組みを、知恵を絞って続けることが必要だというメッセージが込められているのだと思っ

恵庭・長沼裁判の舞台を訪ねて

法科大学院修了生

一 はじめに

九月二五日から二六日まで札幌において第一回人権研究交流集会在開催され、集会終了後に行われた恵庭・長沼裁判の現地を訪ねるオブショナルツアーに参加させていただきました。私自身、大学時代は四年間札幌に住んでいて北海道は非常に馴染みのある土地でしたが、今回のツアーでは大学時代に訪れたことのない場所を訪ねることができ、北海道の歴史・現状について新たな発見をすることができました。

二 恵庭事件

まず最初に訪れたのは、恵庭事件の舞台となつた野崎牧場です。札幌コンベンションセンターでの

人権交流集会在終わった後、観光バス二台に分かれて高速道路に乗って恵庭へ一時間ほど移動。恵庭は札幌から千歳空港に向かう途中にあり、周辺は牧場や畑が多く北海道らしい風景が広がっている場所です。高速の出口から野崎牧場に向かう途中にも牛や羊が放牧されている場所がたくさんあり、このあたりに自衛隊の基地があつて恵庭事件で有名になった場所とはとても思えないのどかな場所でした。今回のツアーでは野崎牧場に実際に入ることも牧場関係者の方から直接お話を聞くことができなかつたのが少し残念でしたが、ガイドの方から事件の裏話(基地から流れてきた泥をバキュームカーで運んで基地の前でぶちまけて返した武勇伝?)などをいろいろ教えていただき、教科書に載っていない情報を得ることができたのが収穫でした。

野崎牧場を見た後に訪れたのは恵庭の自衛隊駐

屯地でした。ここで驚いたのは、戦車が普通に道路を走っている光景です。駐屯地近くの空き地の横にバスを止めて駐屯地の方を見ていると、突然大きな音が駐屯地から聞こえてきて戦車が公道を普通の自動車が通るように走行して行きました。

北海道は自衛隊の基地が多く、自分が北海道に住んでいる時は自衛隊の車両が走っている光景は何度も見ていたのですが（札幌市内でも普通に見



駐屯地から出てきた戦車。中央の電信柱の向こうに見える

かける光景です）、戦車が実際に道路を走っている光景までは見たことがありません。戦車が通った後の道路は土がたくさん付着しており、周辺環境への影響が心配されました（ガイドの方によると、キャタピラによって道路が傷ついてしまうそうです）。

基地のすぐ近くには民家や畑があり、日常生活のすぐ隣に基地という非日常的な生活が接しているという光景が非常に印象的でした。

三 長沼事件

恵庭の駐屯地を見た後は、長沼ナイキ事件で問題となった場所を訪れました。

長沼は札幌から夕張のスキー場に向かう途中によく通った場所なのですが、長沼事件のことを知るまではここに自衛隊の基地があるとはまったく知りませんでした（長沼事件のことを憲法で最初に勉強した時は、長沼は北海道以外の場所にあると思っていたくらいです）。長沼基地は札幌から見てちょうど東側にあり、石狩平野を遠くに望む高台にあります。これも恵庭と同様、広大な畑や牧場がたくさんあり北海道らしい光景が広がっている場所です。

長沼基地は入口が坂の上にあつたため基地の全景を見ることができませんでしたが、かつてナイ



長沼分屯基地入口

キミサイルが配備されていたときに存在したというレーダーの跡地を遠くですが見ることができ、ミサイルが配備された時の光景を思い描くことができました。

長沼基地を訪れた後は千歳空港に向かい、途中で沖繩にもあるという「象のオリ」をバスの中から見学しましたが、自分が思っていた大きさよりも施設の規模が大きいに驚かされました。

四 おわりに

長沼事件・恵庭事件とともに憲法判例百選にも掲載され、法律の勉強をしたことがある人ならば必ず一度は勉強すると言つていいほど有名な事件です。しかし、北海道に四年間住んでいて、しかも法学部出身でありながら法科大学院で勉強するまで両事件の舞台が北海道であったことを知りませんでした(恥ずかしいことですが)。今回のツアー

で訪れた恵庭・長沼はかつて北海道に住んでいたときに何度か行ったことがある場所です。もつとも、当時はそれほど法律の勉強をしていたわけではなく、恵庭事件や長沼事件を意識することなく部活や観光で一部の場所を通ったことがあるだけにすぎません。両場所とも北海道らしい風景が広がっている場所で、のどかな場所というのが北海道に住んでいたときの印象でした。これが法科大学院に進学し、法律を本格的に勉強して両事件の背景事情や経緯を知ってから訪れると、恵庭と長

沼の印象はかなり変わりました。北海道らしい風景の中にもひっそりと隠れて非日常的な風景が存在していること、それは事件のことを勉強し、実際に足を運びガイドの方の話を聞かなければ気づくことができなかつたことです。今回のツアーは観光目的で訪れることでは決して気づくことのできない北海道が抱える問題について実感でき、非常に意義のあるものでした。

本部事務局長として参加して

第一四回人権研究会実行委員会

本部事務局長 笹山 尚人

は三つ。

一 本部事務局長を引き受けた理由

本部事務局長を引き受けることに最初は躊躇があった。しかし、この仕事を結局引き受けた理由

一つは、弁学会合同部会事務局長時代、あいちで行われた第二三回人権集会の実行委員会にあまり参加できず、私個人は悔いが残ったこと。次に、候補地が札幌市で、私の地元なので、気持ち的に

通いやすいこと。三つは、一〇年執行部において、青法協を支えるのは、「青年」の情熱と、若い期の弁護士や修習生、研究者を中心とした「青年法律家」で、彼らの横のつながり、そうした力だと実感してきたこと。修習生委員会で修習生の集会を見てきたが、これよりすごいことを、「青年法律家」と一緒にならできる。また本部事務局長を担当するとは決まっていなかった時期、執行部を代表して北海道支部を訪ね、開催地を引き受けて貰うように依頼したとき、支部会員の構成の若いことには驚き(渡辺達生会員を除くと、全員が五五期以下)、その議論の真面目なことに驚いた。この若い「青年法律家」たちに、自由がなげばつてもらえば、きつと良い集会になるに違いない、そう思ったのである。

二 集会準備で気をつけたこと

企画段階では、全体会のテーマを何にするかについて、北海道支部の会員たちに納得いくまで議論して貰うことに注意を払った。

私の個人的関心から言えば、非正規雇用の労働者の人権の実現にもっとも関心があったが、実行委員会の議論を盛り上げるために提案したにとどめた。また、「新自由主義のもたらした害悪を総覧する」というテーマの試案を出したこともあるが、これも実行委員会の議論を充実させるための提案だった。

次に気をつけたのは、今まで人権研究交流集会を見ていて、全体会のテーマ、集会のテーマの文言、ポスターのデザインに時間をかけすぎたこと。幸い集会の準備期間が一年半くらいあったので、できるだけこれらの決定に時間をかけないことをめざした。

分科会の開催については、自然発生的に集まってきたが、予算や参加の確保のためにも、関西圏の各支部に奮闘して頂くことは不可欠だと考えていた。だから必ず関西圏から分科会を出してもらおうと、それだけは考えていた。大阪支部を介しアスベスト分科会が出てくれたことは、この意味で私にとっては成功に大きく近づいた出来事だった。

今回、結果的には、同期の半田みどり大阪支部事務局長の奮闘などがあり、大阪、京都、兵庫の各支部から、参加もチケット普及も非常に大きなものをいただいた。

全体会のテーマやポスターのデザインなどが、北海道支部の勤勉さもあっておおむねスケジュールどおりに決まっていき、当初名ばかりになるのではと心配された(失礼!)太田賢二実行委員長が、懇親会をサポポピル園にて開催するということが決まったあたりからにわかになる気を見せられて(失礼!)、大丈夫だと私も少々安心した。

それが油断というもので、参加の確保が遅れてしまった。とくに今回、開催は九月。八月はほとんどの人がかまらな時期であり、また、こちらも小休止する時期だということを見せつけていた。九月に行うなら、弁護士会員の参加は、七月をデッドリミットにして活動する必要があった。そのことを実行委員会で言い、北海道支部会員からも同期に働きかけて貰う作業を呼びかけたのだが、これが少々遅かった。

五月ごろには、絶対目標として掲げるべきであったけれども、実際に実行委員会がそのことを共通認識として前向きになったのは七月に入ってからではなかったか。これをもっとしっかりやっておけば、弁護士会員はもっと参加していたかもしれない。この点が悔やまれる。

三 広報活動・参加の呼びかけ

参加の呼びかけという意味では、広報活動も大切である。しかし青法協の難しいところはこの点。なんといつても全国の会員をつなぐのは月一回の機関紙しかない。常任委員会は会員数に比べ参加の規模が少なく、とにかく機関紙に欠かさず情報を載せるとともに、折にふれてニュースを発行するということをしてきたが、到底これで十分とは思われない。しかし、それ以上の手段を思いつかない。この点が今後も課題として残るだろう。

私が密かに心がけたのは自由法曹団の「団通信」への投稿。こちらは青法協会員も多く所属している上、月に三回発行されるので情報伝達も早い。「青年法律家」を読まない不屈きな人も、「団通信」なら読んでいることがある。一応他団体のニュース媒体なので遠慮して結局三回ほどしか投稿しなかったが、これはもっと組織的にやってもよかつたかも。とはいえ、青法協は、若手の法律家のためのもの、ということでも若手の会員を中心とした参加の呼びかけは一定の効果をあげた。私は、五九期以降の期の会員に対しては個別のFAXをさせていただき、電話入れもさせてもらったが、今回、多くの若手の会員が参加をしてくれたのは、集会を盛り上げる要素となった。

また、七月、八月の実行委員会で、参加の呼びかけを、地元の市民に対し行う、ということ、つながりのある各団体に話をつけ宣伝する、という方針を持ったのは成功だった。アンケートで見ると、知り合いに声をかけられてということが増した市民が非常に多い。いかに北海道支部の各会員が、自分たちのつながりで参加を重層的に呼びかけてくれたか、その地道さ、偉大さがわかる結果だった。

四 なかなか進まなかった

チケット普及

最終盤心配されたのが予算。チケットの普及は、なかなか進まなかった。直前一週間前で絶対の目標数九六〇枚に対し、普及実績七八三枚。開催直前の最後の執行部会議は、さながら選対事務所と化した。執行部のメンバーがそれぞれの同期や弁護団のついで電話入れ。あいちの北村栄会員の奮闘などもあり、結局この一週間で、およそ二五〇枚を普及した。

五 集会当日

本集会は、こうした充実した準備の上になつて開催されたから、かなりの程度安心して見ていら

れた。全体会は、中に入つて議論を聞いたが、多彩なパネリストそれぞれの持ち味がどこにあるかを知り尽くした上での見事な構成が印象的だった。

懇親会は、太田実行委員長もにんまりの大盛り上がりだった。こういう懇親会なら、みんな参加するんだな、楽しんで、あれよかつたと記憶に残るのだな、と思つた。

二日目の分科会は本部で待機してときどき各分科会の様子を伺つたが、参加が心配された分科会（とくに七生、失礼！）にもたくさんの方が詰めかけるものとなり、アンケートで見ても内容は大変充実していたものとなつていた。

六 今回の集会の教訓

今回の集会の教訓として、成功の秘訣は、開催地に、五年目以下くらいの会員が一〇名程度いること。彼らに存分に力を発揮してもらふこと。これです。私が一〇年体験して感じてきた青法協の良さを、存分に発揮することができた集会になりました。そういうプロデュースが、十分とは言わ

第14回人権研究交流集会 参加者集計

集会参加者総数

	今回	前回
のべ参加者数	623名	584名
全体会参加者数	250名	200名

分科会別集計

裁判必勝法分科会 Part II	47名
平和分科会	47名
刑事司法分科会	31名
外国人研修生問題分科会	32名
アスベスト分科会	35名
憲法25条分科会	49名
生物多様性分科会	15名
企業分社化分科会	25名
情報公開分科会	37名
性教育裁判分科会	55名
合計	373名

ないまでも、ある程度果たせたので、この仕事は、私の一〇年の総決算的な意味合いを持つかなと感じます。

加藤現地事務局長をはじめ、実際の準備をした北海道支部のみなさんの奮闘は、本当に特筆に値します。よくこれだけのことを成し遂げてくれました。また、分科会担当者のみなさまも、充実した分科会をご準備いただき、ありがとうございました。そして、本部事務局の二人、とくに今回中心になつて頑張ってくれた大辻さんの奮闘が集会の屋台骨です。みなさんの力があつて集会を大成功に導けたと思います。ありがとうございました。

第一四回人権研究交流集会を終えて

第一四回人権研究交流集会実行委員会

現地事務局長 加藤 文晴

一 はじめに

あれは二〇〇九年一月か二月の北海道支部事務局会議のこと。私は窮地に立たされていた。そもその話の発端は、北海道支部の次期事務局長を誰にするかという話であった。気づいたら、「支部事務局長と人権研究交流集会の現地事務局長のどっちがいい？」というあり得ない二者択一を迫られる状況になっていた。私は追い詰められ、「二過性のイベントの事務局長の方が楽だろう」という安易な考えから、つい後者を選んでしまった。私はその選択を後々まで後悔することになる。

二 集会当日までの道のり

その日から悪夢が始まった。会場選び、全体会

の企画内容の検討、全体テーマの決定、パンフレットの図案決め、広報戦略、資金集め、分科会の取りまとめ、懇親会の企画、当日の運営……。実行委員会の会議は二〇回を越え、朝八時三〇分からという非人間的な時間から始まる会議は、夜型人間の私を苦しめた。

総会や常任委員会は皆勤となり、全国を飛び回って、ANAのプレミアムポイントが着々と貯まり、今やラウンジに出入りできる身分となった。

中でも苦労したのが、全体会の企画内容の検討である。「企業の社会的責任」という、海のものとも山のものともされない難テーマを選んでしまったがために、この作業は難航をきわめた。議論が煮詰まってしまい、「このテーマでは無理ではないか」とあきらめかけたこともあった。

パンフレットの図案決めも大変であった。デザイナーの卵に面談してイメージを伝え、満を持して

描いてもらった図案は、実行委員会ですべて没とされてしまった。結局採用されたのは、某実行委員みずから描いたイラストであった。

懇親会の会場選択にも我々は手を抜くことはなかった。札幌にある四大ビルメーカーのビル園すべてについて詳細に検討し、決定したサッポロビール園には、実行委員みずから直接出向いて、慎重に試食および試飲を重ねた。

そして迎えた人権研究交流集会当日。一日目の全体会の参加者は二五〇名を数え、二日目の分科会の参加者は、三七三名にものぼった。事前の集客予想を大きく上回る分科会も続出し、用意した椅子が足りず、会場があふれんばかりになった分科会もあった。企画内容についても好評で、内容が参加者の方々に支持されるか不安のあった全体会も、アンケートを見ると、「問題意識を共有するために必要な情報がコンパクトに紹介された。全体会チームの尽力がよくわかりました」という、おそらく身内からであろうねぎらいの感想をはじめ、「弁護士さんたちの良心と活動力を感じた」という市民の方からのうれしい感想もあって、苦勞が報われる思いであった。

三 成功の秘訣

今回の人権研究交流集会は、自画自賛にはなる

が、企画内容の点でも集客の点でも、そして財政的にも、大成功と言ってよいように思う。その成功の秘訣を簡単にまとめてみたい。

①本部執行部と現地実行委員との役割分担

今回の成功の一番のポイントとしては、資金集めは本部執行部で、動員は現地実行委員会という役割分担がうまく機能したことがあげられると思う。

北海道の会員数は限られており、一番の資金源である弁護士参加券の普及には限界がある。そこで、現地実行委員会としては、まずは手堅く支部会員数の普及を目標とした。そのために、支部名簿を、入金＋参加申込あり、入金のみあり、いずれもなしの三種類に色分けして、個別にアプローチする戦略をとった。それが功を奏して、目標を上回るチケット普及を図ることができた。

他方、北海道支部以外でのチケット普及については、本部執行部に完全に委ねてしまった。本部執行部では、集会の直前まで、さらには集会の中でも、都市部大規模事務所への働きかけ、会員への電話掛けを行っていただいた。その結果、集会一週間前くらいまでは目標普及数を大幅に下回っていたものの、集会直前で普及数が急伸し、結果的には、採算ラインを上回るチケット普及を図ること

とができた。

動員については、道内での集客をどこまで図ることができかが、集会成功の鍵を握ることから、現地実行委員会が中心的な役割を担うことになった。そこで、集会全体の広報のほかに、全体会あるいは分科会ごとに、動員を図ることのできる組織・市民団体などを個別にリストアップし、それぞれの団体ごとに、全体会、あるいは特定の分科会への参加を呼びかけるといった作戦をとった。この作戦は大当たりし、事前に集客に一番不安のあった教育裁判分科会が、教職員組合などへの積極的な広報の結果、ふたを開けてみれば一番人気の分科会になるなど、うれしい誤算を呼ぶ結果ともなった。

②現地実行委員会内での役割の明確化

次のポイントとしては、現地実行委員会内、各自の役割を明確化したことがあげられる。

当初は全体会の企画など、実行委員会全体で議論していた。しかし、メンバーによって関わり方に濃淡ができてしまうのは避けられず、やがて議論についていけなくなったメンバーが、実行委員会から足が遠のくという状態になった。

そこで思い切って役割分担を明確にし、全体会企画班、分科会担当、懇親会企画班などに分け

て、それぞれで打合せを持って準備を進めてもらい、実行委員会は、その報告の場とすることにした。各自の役割分担を明確にすることで、それぞれが集会運営に関わっているという自覚が生まれ、その結果、集会当日も、北海道支部の五五期以下の若手会員は、ほぼ全員が運営にかかり、このことが、集会の円滑な運営につながった。

もちろん、今回の集会の成功は、現地実行委員会や本部執行部だけによるものではなく、分科会企画担当の先生方、全体会および分科会の講師の先生方、当日ご参加いただいたみなさま、そして当日はご参加いただけなかったものの、経済的な支援をいただいたみなさまのおかげであると深く感謝している。

次回の人権研究交流集会の事務局長となられる方には深く同情するが、今回の経験を踏まえて、次回もぜひ大成功となるよう祈ってやまない。



第14回人権研究交流集会 全体会・分科会一覧

全体会・分科会名	担当者名(期)	連絡先	TEL/FAX
<全体会> 「企業の社会的責任(CSR)を 問い直す～人権の視点から～」	芝池俊輝(55)	〒060-0001 札幌市中央区北一条西4丁目2-2 札幌ノースプラザ8階 弁護士法人北海道ひびき法律事務所	011-218-0111 011-218-0115
<分科会> 裁判必勝法分科会 「裁判必勝法 part II」	北村 栄(44)	〒460-0002 名古屋市中区丸の内2-18-22 三博ビル5階 名古屋第一法律事務所	052-211-2236 052-211-2237
平和分科会 「米軍基地はなくせるか?」	久保木亮介(56)	〒151-0053 東京都渋谷区代々木1-42-4 代々木総合法律事務所	03-3379-5211 03-3379-2840
刑事司法分科会 「検証 2010年・刑事裁判の行方」	町田伸一(54)	〒107-0052 東京都港区赤坂2-2-21 永田町法曹ビル 東京合同法律事務所	03-3586-3651 03-3505-3976
外国人研修生問題分科会 「現代の奴隷制度 『外国人研修・技能実習制度』 —外国人労働者をどのように受け入れるべきか—	小野寺信勝(59)	〒860-0078 熊本市京町2-12-43 熊本中央法律事務所	096-322-2515 096-322-2573
アスベスト分科会 「大阪・泉南アスベスト国賠訴訟」 —アスベスト被害について国の責任を問う 初めての判決と被害者救済に向けた動き—	岡 千尋(新61)	〒530-0047 大阪市北区西天満4-3-25 梅田プラザビル9階 大川・村松・坂本法律事務所	06-6361-0309 06-6361-0520
憲法25条分科会 「憲法25条の使い方」 —人権問題、憲法問題として考える—	戸館圭之(60) 吉田悌一郎(57)	〒151-0053 東京都渋谷区代々木1-42-4 代々木総合法律事務所	03-3379-5211 03-3379-2840
生物多様性分科会 「社会の持続的発展と生物多様性」	市川守弘(40)	〒060-0042 札幌市中央区大通西11丁目4-27 弁護士法人市川・今橋法律事務所	011-281-3343 011-281-3383
企業分社化分科会 「公害加害企業の分社化と 企業の責任」	橋本和隆(61)	〒860-0078 熊本市京町1-12-2 京町会館1階 たんぽぽ法律事務所	096-352-2523 096-352-2524
情報公開分科会 「情報を市民の手に」 —「知る権利」をめぐる闘い—	島田 度(60) 田中健太郎(55)	〒060-0042 札幌市中央区大通西14-3 みふじビル3階 たかさき法律事務所	011-261-7738 011-261-7718
性教育裁判分科会 「知的障がいのある子どもの 学ぶ権利を守ろうよ」 —七生養護学校「こころからだの学習」裁判—	田部知江子(53)	〒110-0015 東京都台東区東上野1-20-6 丸幸ビル32 オリーブの樹法律事務所	03-5807-3101 03-3834-2406